宮崎県障がい者スポーツクラブ設置運営費交付金交付要綱

平成２３年　６月　３日
宮崎県障がい者スポーツ協会

（趣　旨）

第１条　この要綱は、障がい者スポーツクラブ設置運営費交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目　的）

第２条　宮崎県障がい者スポーツクラブ設置運営要綱（以下「クラブ設置運営要綱」という。）に定める目的に則り、障がい者がスポーツに親しむ機会の拡大及びスポーツを通じた共生社会の実現を目的とする。

（交付額及び交付金の対象経費）

第３条　この交付金の交付額は５０，０００円以内とし、その交付金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

１　競技用具購入費・修繕費
２　競技団体等への登録料及び競技大会等の参加料（但し、本条第６号に定める以外の交通費及び宿泊費は含まない。）
３　活動に要する会場使用料
４　競技用器具の運搬に要する経費
５　活動に要する事務運営経費
６　障がいの特性に応じて特別に必要と認められる活動経費（車いす使用者の高速道路使用料や視覚障がい者のガイドヘルパー利用料等）

（交付金の返還）

第４条　前条に掲げる対象経費以外に交付金を充当したときは、交付金の一部又は全部を返還させることがある。

（交付金の申請）

第５条　交付金の交付申請は、交付金交付申請書（別記様式第１号）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、宮崎県障がい者スポーツ協会会長（以下「会長」という。）に当該年度の４月２０日までに提出しなければならない。

１　事業（活動）計画書（別記様式第２号）
２　収支予算書　　（別記様式第３号）
３　会員名簿

（交付金の決定）

第６条　会長は交付金の申請がなされた際、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付金を交付すべきものと認めたときは、すみやかに交付決定をするものとする。

２　会長は、前項において、適正な交付を行うため必要があるときは、交付金の交付申請に係る事項に修正を加えて交付決定をすることができるものとする。

（交付金の交付条件）

第７条　交付金の交付条件は、次のとおりとする。

１　クラブの所在地が明確であり、クラブ会則等に基づき安定した活動が行われていること。

２　クラブ責任者が明確であり、健全な運営が行われていること。

３　クラブ会員が、スポーツ傷害保険に加入していること。

（交付金決定の通知及び申請の取下げ）

第８条　会長は、交付金交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件をクラブ責任者に通知（別記様式４号）するものとする。

２　クラブ責任者は､第１項の交付決定又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から起算して１０日以内に、書面（任意様式）を会長に提出することにより交付申請を取り下げることができる。

（交付金の請求）

第９条　クラブ責任者は、第８条第１項の通知を受けたときは、すみやかに請求書（別記様式第５号）を会長に提出しなければならない。

（交付金の交付方法）

第１０条　この交付金は、概算払いにより交付する。

（活動報告等）

第１１条　クラブ責任者は、クラブの活動状況及び交付金の使途等について会長が報告を求めたときは、書面（任意様式）により会長に報告し、会長が必要と判断したときは、実地調査を受けなければならない。

２　会長は、前項による報告又は実地調査において、第３条による対象経費以外の使途又は第７条による交付条件に適合しないと認めたときは、適合させるための措置をクラブ責任者に命ずることができる。

（実績報告）

第１２条　交付金の交付を受けたクラブ責任者は、交付金実績報告書（別記様式第６号）に次の書類を添えて、交付金の交付決定のあった翌年度の４月２０日までに会長に報告しなければならない。

１　事業（活動）実績報告書（別記様式第７号）

２　収支決算書　　（別記様式第８号）

（交付金の確定通知）

第１３条　会長は、前条による報告を受けた場合、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、クラブ運営の成果が当交付金の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付金の額を確定し、その旨をクラブ責任者に通知（別記様式第９号）するものとする。

（書類の保存期間）

第１４条　交付金の交付を受けたクラブ責任者は、交付金の収支に関する書類を当該年度終了後５年間保存しなければならない。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行し平成２４年度の予算に係る交付金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行し平成２７年度の予算に係る交付金から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行し令和４年度の予算に係る交付金から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行し令和５年度の予算に係る交付金から適用する。